

## 弥富市建設工事等電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、弥富市（以下「市」という。）があいち電子調達共同システム（CALS／EC）を利用して行う建設工事並びに設計、監理、調査及び測量の業務に係る入札の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) あいち電子調達共同システム（CALS／EC） 愛知県及び愛知県内の市町村等が共同で運営する情報システムで、入札参加資格申請システム、電子入札システム及び入札情報サービスシステムにより構成され、入札参加資格申請、電子入札等をインターネットを利用して行う情報システムの総称をいう。
- (2) 入札参加資格申請システム あいち電子調達共同システム（CALS／EC）のサブシステムで、建設工事、設計・測量・コンサル等業務に係る入札等に参加するための入札参加資格申請等に関する事務手續を処理する情報システムをいう。
- (3) 電子入札システム あいち電子調達共同システム（CALS／EC）のサブシステムで、入札に関する事務手續を処理する情報システムをいう。
- (4) 入札情報サービスシステム あいち電子調達共同システム（CALS／EC）のサブシステムで、入札関係情報を閲覧することができる情報システムをいう。
- (5) 電子入札 電子入札システムを利用して執行する入札手續をいう。
- (6) 紙入札 電子入札システムを利用しないで書面により執行する入札手續をいう。
- (7) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応しているカードをいう。

(8) 入札担当者 電子入札システムを利用する入札案件の案件登録から入札結果の公表までの一連の事務手続を担当する市職員をいう。

(9) 電子くじ 電子入札において、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときに、電子入札システムの機能を使用して落札者を決定する仕組みをいう。

(電子入札の対象)

第3条 電子入札の対象とする案件は、一般競争入札及び指名競争入札を実施するもののうちから市長が決定する。

(電子入札システムの利用)

第4条 電子入札システムを利用することができる者は、入札参加資格申請システムにより競争入札参加資格の申請を行い、市の入札参加資格者名簿に登載された者とする。

(ICカードの登録)

第5条 電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、有効なICカードを取得し、電子入札システムに当該ICカードの登録を行わなければならない。

2 電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、前項の規定による登録済みのICカードについて、次の各号に掲げる場合に該当したときは、当該各号に定める手続を採るものとする。

(1) 失効した場合 新たに取得したICカードによる再度のICカードの登録

(2) 更新する場合 登録済みのICカード及び新たに取得したICカードを用いた更新の登録

(ICカードの名義人等)

第6条 ICカードの名義人は、市の入札参加資格者名簿に登録された個人又は法人の代表者とする。ただし、代表者から市の入札に関する権限の委任を受けた者(以下「受任者」という。)がいる場合は、受任者とする。

2 入札参加者が特定共同企業体の場合は、単独企業用として利用者登録された代表構成員の代表者(受任者がいる場合は、受任者)の名義のICカードで、特定共同企業体名により電子入札に参加するものとする。

3 ICカードの名義人に変更の事由が発生した場合は、入札参加資格申請システ

ムにより申請内容の変更の手続を行うとともに、前条第2項第2号の方法により新たな名義人のICカードに更新しなければならない。

4 入札参加者が、ICカードを不正に使用したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を採ることができる。

- (1) 開札までに不正使用が判明した場合 当該案件への入札参加資格の取消し  
(既に入札済みのものにあつては、当該入札の無効扱い)
- (2) 落札決定後、契約締結前までに不正使用が判明した場合 落札決定の取消し
- (3) 契約締結後に不正使用が判明した場合 契約の解除

5 前項に掲げるもののほか、ICカードを不正に使用した入札参加者に対し指名停止等の措置を採ることができる。

6 前2項に規定するICカードの不正使用とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- (2) 代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加した場合
- (3) 同一案件に対し、同一業者が故意に複数のICカードを使用して入札に参加した場合  
(案件登録等)

第7条 電子入札を実施しようとするときは、案件内容等を電子入札システムに登録し、公開するものとする。

(入札参加申込書の提出)

第8条 一般競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムにより入札参加申込書を電子署名及び電子証明書(以下「電子署名等」という。)を付した上で申請期間内に送信しなければならない。

(指名の通知)

第9条 指名競争入札を実施しようとするときは、弥富市契約規則(平成元年弥富町規則第8号)第8条第1号及び第3号から第9号までに掲げる事項を記載した指名通知書を、電子入札システムによりその指名する者に送信するものとする。

2 前項の指名通知書を受領した者は、電子入札システムにより同項の指名通知書

の内容を確認しなければならない。

(入札書の提出)

第10条 入札参加者は、入札受付期間内に、電子入札システムにより入札書（第23条に規定する再度入札にあっては、再入札書。以下同じ。）に必要な事項を入力し、電子署名等を付した上で、同システムにより送信しなければならない。

2 電子入札の入札受付期間は、入札公告又は指名通知書に記載の日時とする。

(工事費内訳書の提出)

第11条 建設工事の入札については、入札参加者は、電子入札システムにより入札書と併せて当該入札金額に対応する工事費内訳書を送信するものとする。

(紙入札の承認)

第12条 電子入札案件において、紙入札による参加を希望する者は、あらかじめ紙入札方式参加承認願（第1号様式）を提出し、承認を得なければならない。

2 前項の規定により紙入札方式参加承認願の提出があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札方式参加承認書（第2号様式）により承認するものとする。

(1) ICカードが失効、閉塞又は破損等で使用できなくなり、電子入札における所定の期日までに再発行される見込みがない場合

(2) ICカードの名義人に退職、異動等の事由が生じたため、新名義でのICカード取得手続中の場合（当該取得手続が確認できる場合に限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、入札に参加しようとする者にやむを得ない事由があると認められ、かつ、入札手続の進行に支障が生じない場合

3 紙入札の承認を受けた入札参加者（以下「紙入札参加者」という。）は、承認後の電子入札システムによる手続は認めないものとする。なお、紙入札参加者が承認前に電子入札システムにより行った手続は、有効なものとして取り扱う。

4 紙入札参加者が書面により提出する入札参加申込書及び入札書の受付期間については、特段の指示のない限り、電子入札における受付期間と同一とする。

(入札の辞退)

第13条 入札参加者が入札を辞退しようとする場合は、入札受付期間内に、電子入札システムにより辞退届を送信するものとする。ただし、紙入札参加者については、入札受付期間内に書面により辞退届を提出するものとする。

(入札の中止)

第14条 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止することができる。

2 前項の規定により入札を中止した場合は、電子入札システムにより案件中止の登録を行うとともに、入札参加者に対し、中止通知書を送信するものとする。

(開札予定日時等の変更)

第15条 案件登録の後、特段の事情により入札受付期間又は開札予定日時を変更する場合は、電子入札システムにより変更登録を行うとともに、入札参加者に対し、日時変更通知書を送信するものとする。

(開札)

第16条 開札は、当該入札事務に関係のない市職員の立会いの上で、開札予定日時後、速やかに行うものとする。

2 工事費内訳書の提出を求めている場合は、入札担当者は、開札予定日時までに、工事費内訳書が適正に作成されていることを確認するものとする。

3 紙入札参加者がいる場合は、当該紙入札参加者の入札金額及び電子くじ番号を電子入札システムに入力した後に一括開札を行うものとする。

4 前項の入力は、紙入札書の受付順に行うものとする。

(電子入札の無効)

第17条 次に掲げる電子入札は、無効とする。

(1) 入札受付期間内に送信のない電子入札

(2) 電子署名等のない電子入札

(電子くじによる落札者の決定)

第18条 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

2 紙入札参加者は、入札書に電子くじ番号(任意の3桁の数値)を記載して提出するものとする。なお、入札書に電子くじ番号の記入がない場合は、「999」と記載されたものとみなす。

(資格確認申請書の提出)

第19条 一般競争入札の開札の結果、落札候補者となった者は、弥富市一般競争入札(建設工事)実施要領に定める一般競争入札参加資格確認申請書に、当該入

札の参加資格を満たしていることを確認するための書類（以下「資格確認書類」という。）を添えて、申請期間内に持参により入札担当課に提出しなければならない。

（入札参加資格の確認）

第20条 前条の規定により一般競争入札参加資格確認申請書の提出があったときは、資格確認書類等により当該落札候補者の入札参加資格の有無を確認するものとする。

2 前項に規定する資格確認の結果、入札参加資格を満たしていると認めたときは、その者を落札者と決定する。

（落札者の決定の通知）

第21条 落札者を決定した場合は、入札参加者全員に対し、電子入札システムにより落札者決定通知書を送信するものとする。

（保留の通知）

第22条 開札後直ちに落札者を決定することができない場合は、入札参加者全員に対し、電子入札システムにより保留通知書を送信するものとする。

（再度入札）

第23条 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格（最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格）で入札をした者がいないときは、再度の入札を行うことができる。ただし、予定価格を事前公表している場合にあつては、再度の入札は行わない。

2 再度入札の入札受付期間及び開札日時は、案件ごとに入札担当者が指定の上、入札参加者に対し、電子入札システムにより再入札通知書を送信するものとする。

（不調）

第24条 落札者がなく不調となった場合は、入札参加者全員に対し、電子入札システムにより取止め通知書を送信するものとする。

（紙入札参加者への通知）

第25条 紙入札参加者に対する第15条、第21条、第22条、第23条第2項及び前条の通知は、口頭、書面等確実な方法により行うものとする。

（結果の公表）

第26条 電子入札システムにより電子入札を実施した場合は、その結果を入札情

報サービスシステムに登録し、公表するものとする。

(責任の範囲)

第27条 電子入札における入札参加申込書、入札書又は辞退届は、これらの送信データが電子入札システムのサーバに到達した時点で提出されたものとする。

2 入札参加者は、送信データのサーバへの到達を入札参加者の使用するパーソナルコンピュータに表示される受信確認通知画面により確認し、必要に応じて印刷等を行うものとする。

(電子ファイルの提出)

第28条 電子入札に係る資料の提出は、原則として電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルによるものとする。

2 前項の電子ファイルの容量は1MBを上限とし、ファイルを圧縮する場合の圧縮形式については、ZIP又はCAB形式に限定するものとし、自己解凍方式(EXE形式)は、これを認めない。

3 第1項の電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は、別表のとおりとする。

4 入札参加者は、ウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成するものとし、電子ファイルを添付する場合は、必ずウイルス感染のチェックを行わなければならない。

5 入札担当者は、電子ファイルへのウイルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等を中止し、ウイルス感染している旨を当該入札参加者に連絡し、警告するとともに、再提出の方法について協議するものとする。この場合において、電子ファイルによる再提出は、入札参加者において確実なウイルス駆除が可能と入札担当者が判断するとき限り認めるものとする。

6 入札参加者は、電子ファイルによる送信ができない場合については、紙媒体で郵送又は持参により提出することができる。この場合において、提出期限は、特段の定めのない限り、電子入札システムによる場合と同一とする。

(障害発生時の対応)

第29条 案件登録後、入札担当者の使用に係る電子入札システムの障害、天災・広域停電・通信障害によるネットワーク障害その他やむを得ない事情により、電子入札システムの利用が不能となった場合で、障害の復旧又は状況の改善が見込

めず電子入札が実施できないと判断したときは、電子入札を中止し、又は紙入札へ変更することができる。

2 紙入札へ変更する場合は、入札担当者は入札参加者全員に対し、電話等の確実な方法で、次に掲げる事項について速やかに連絡するとともに、入札方法変更通知書（第3号様式）により通知するものとする。

- (1) 入札方法を紙入札に変更したこと。
- (2) 既に完了している電子入札システムによる手続は、有効なものとして取り扱うこと。
- (3) 既に送信された入札書は、無効とすること。
- (4) 既に入札書を送信した者は、改めて書面により入札書を提出しなければならないこと。
- (5) 紙入札に係る入札方法その他必要な事項  
(その他)

第30条 電子入札の詳細な操作手順については、電子入札システム操作手引書によるものとする。

附 則

この要領は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第28条関係）



使用アプリケーション	保存するファイル形式
Microsoft Word	Microsoft Word2007以降で作成し「Word文書」形式で保存したファイル
Microsoft Excel	Microsoft Excel2007以降で作成し「Excelブック」形式で保存したファイル
その他	テキストファイル（※TXT又はCSV形式） PDFファイル（Adobe Acrobatで作成したもの） 画像ファイル（JPEG、TIFF又はGIF形式） その他入札担当者が特別に認めたファイル形式及びバージョン

※ TXT形式は、Windows附属のメモ帳により開封できるものに限る。

CSV形式は、Microsoft Excel で開封できるものに限る。

第1号様式（第12条関係）

紙入札方式参加承認願

年 月 日

(宛先) 弥富市長

住 所

氏 名

印

(名称及び代表者氏名)

下記の案件は、電子入札案件ではありますが、当社においては、下記理由により電子入札システムを利用しての入札参加ができないため、紙入札での参加を承認してください。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 管理番号
- 4 電子入札システムで参加できない理由

紙入札方式参加承認書

第 号  
年 月 日

様

弥富市長



年 月 日付けで承認願の提出されました下記入札への紙入札参加を承認します。

記

1 工事名

2 工事場所

3 管理番号

4 紙入札に関する事項

(1) 入札場所

(2) その他必要事項

- ・ 入札受付期間内に入札書を持参の上(1)の入札場所までお越してください。
- ・ 入札書の欄外に、電子くじ番号（3桁の任意の数値）を忘れずに記入してください。

担当 部 課 グループ

電話

内線

第3号様式（第29条関係）

## 入札方法変更通知書

第 号  
年 月 日

様

弥富市長



下記工事の入札について、弥富市建設工事等電子入札実施要領第8条の規定に基づき、電子入札から紙入札へ変更しますので通知します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 管理番号
- 4 既に完了している書類の送受信について
  - (1) 既に完了している電子入札システムによる書類の送受信は、有効なものとして取り扱います（入札書は除く。）。
  - (2) 既に送信された入札書は無効とし、開札は行いません。
  - (3) 既に入札書を送信した方は、改めて入札書を提出してください。
- 5 紙入札に関する事項
  - (1) 入札日時
  - (2) 入札場所
  - (3) その他

紙入札に係る留意事項は、弥富市公共工事等入札者心得書を参照してください。

担当 部 課 グループ  
電話  
内線